**公益社団法人日本鍼灸師会 役員の報酬等及び費用に関する規程**

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益社団法人日本鍼灸師会（以下「本会」という。）の定款第３１条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

　　（１）役員とは、理事又は監事をいう。

（２）役員は、非常勤とする。

（３） 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下｢認定法｣という。）第５条第１３号で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

　　（４）費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費、及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　本会は役員が、会務に従事したときは対価として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下｢一般法人法｣という。）第８９条及び第１０５条の規定に基づき、代議員総会の決議により定める総額の範囲内で報酬を支給する。

　　２　役員には、賞与及び退職慰労金は支給しない。

（報酬の額の決定）

第４条　各役員の報酬は、別表に定めるとおりとする。

（報酬の支給日）

第５条　報酬は、その都度支給する。

（報酬の支給方法）

第６条　報酬は源泉徴収額を控除し、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（費　用）

第７条　本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公　表）

第８条　本会は、この規程をもって、認定法第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準とし、第２項の規定により公表するものとする。

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は、代議員総会の決議を経て行う。

（補　則）

第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附　則

１　この規程は、平成２２年５月１５日制定。

２　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

３　この規程は、平成２９年６月４日の代議員総会の決議を経て一部改正し、６月１日から施行する。

別表

　第４条関係　理事及び監事の報酬

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 報 酬　　の　　額 | | 備　　　考 |
| 平　　日 | 土･日・祝日 |
| 理　　事 | １０，０００円 | ５，０００円 |  |
| 監　　事 | １０，０００円 | ５，０００円 |  |